草津市建築物の浸水対策に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、草津市建築物の浸水対策に関する条例(平成18年草津市条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浸水のおそれのある区域)

- 第2条 条例第2条第3号の規則で定める区域は、別に定め、これを告示するものとする。 (特定建築物)
- 第3条 条例第2条第4号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、市長が 周囲の地盤の高低差等により浸水のおそれがないと認めた場合は、この限りでない。
  - (1) 市役所
  - (2) 西消防署
  - (3) 南消防署
  - (4) 草津警察署
  - (5) 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき告示された救急病院
  - (6) 滋賀県南部合同庁舎
  - (7) その他市長が必要と認める建築物

(浸水対策上必要な措置)

- 第4条 条例第5条第1項の規則で定める浸水対策上必要な措置は、次に掲げる措置とする。
  - (1) 次に掲げる設備の設置については、浸水のおそれのある区域内において浸水した場合 に想定される水深(以下「想定水位」という。)を考慮すること。
    - ア 受変電設備
    - イ 非常用電気設備
    - ウ 受水槽設備
    - エ 分電盤および端子盤
  - (2) 地下室を設ける場合は、浸水を可能な限り生じさせない構造とすること。
- 2 浸水のおそれのある区域以外に位置する特定建築物にあっては、前項第1号に規定する 想定水位を50センチメートルとして必要な措置を行うものとする。
- 3 第1項第1号に掲げる設備の機能に支障のないよう浸水対策を行う場合は、同号の想定 水位を考慮することを要しない。

(届出)

- 第5条 条例第6条の規定による届出は、浸水対策検討(変更)届出書(別記様式)による ものとする。届出をした内容を変更するときも、同様とする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 位置図、配置図、平面図および断面図
  - (2) 浸水対策の内容を明記した書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項第1号の位置図、配置図、平面図および断面図に浸水対策の内容が記載されている 場合は、同項第2号の書類を省略することができる。

(委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。